

# 青森県報

第三千五十二号

平成二十一年  
二月二十五日  
(水曜日)

## 目 次

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告  
都市計画事業の変更認可……………(県民生活課)……………一

建設業者の許可の取消し……………(八幡町)……………二

右 同……………(三)……………二

右 同……………(民)……………二

右 同……………(地)……………二

右 同……………(局)……………二

右 同……………(同)……………三

### 監査委員

監査結果(県立板柳高等学校ほか一箇所)……………(事務局)……………三

## 公 告

### 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年二月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ほほえみの会

三 代表者の氏名

藤林 百合子

四 主たる事務所の所在地

五所川原市大字太刀打字早蕨一五の八

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、障害者及び高齢者が人間らしく当たり前に生きていくために必要な事業を行い、障害者及び高齢者の社会参加の促進に寄与し、地域の福祉力の向上を目指すことを目的とする。

### 都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画事業の変更認可について、平成二十一年二月十三日東北地方整備局告示第五号で告示されたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業(三・三・三号下白銀町福村線)

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目一の

四 事業地の所在

1 収用の部分

平成十九年東北地方整備局告示第八十二号の事業地に弘前市大字境関字西田を加え、大字松ヶ枝五丁目、大字和泉一丁目、大字和泉二丁目、大字高崎一丁目、大字高崎二丁目、大字城東北四丁目、大字高崎字広田及び大字末広一丁目地内に

において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、平成二十一年二月十三日東北地方整備局告示第六号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

平成八年十一月六日建設省告示第二千四十八号青森都市計画公園事業  
九・六・二号新青森県総合運動公園

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社三久工業

二 代表者の氏名 溝江 一史

三 主たる営業所の所在地 八戸市北白山台四丁目の一六

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一二六六八号

五 取消年月日 平成二十一年二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

平成二十一年一月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社泉山石材

二 代表者の氏名 泉山 三也

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字坊坂一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一三八二号

五 取消年月日 平成二十一年二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

平成二十一年一月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社泉山石材
- 二 代表者の氏名 泉山 三也
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字坊坂一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一五)第一三八二二号
- 五 取消年月日 平成二十一年二月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十一年一月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 海陸通信特機有限公司
  - 二 代表者の氏名 森 一
  - 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字鮫町字古馬屋三三の七二八
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一四八〇八号
  - 五 取消年月日 平成二十一年二月三日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
電気通信工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十一年十一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 監 査 委 員

監 査 結 果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第139条第2項及び第5項の規定により平成21年2月10日及び18日に県立板柳高等学校及び県立青森第二養護学校の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年2月25日

青森県監査委員 林 忠 男

同 元 木 篤 子

同 阿 部 広 悦

監査箇所名 県立板柳高等学校

監査年月日 平成21年2月10日

監査を実施した監査委員 元木篤子 阿部広悦

監査事項 平成17年度及び18年度における授業料徴収事務等

監査結果

- 1 授業料等において横領事件が発生したこと。
- 2 県に払込みされた平成18年度授業料の中に諸会費等が含まれており、適正な会計処理がなされていない。
- 3 平成17年度授業料において、領収した授業料が速やかに払込みされていないものがある。

監査箇所名 県立青森第二養護学校

監査年月日 平成21年2月18日

監査を実施した監査委員 林 忠男 元木篤子

監査事項 平成18年度、19年度及び20年度における就学奨励費支出事務等

監 査 結 果

- 1 就学奨励費において横領事件が発生したこと。
- 2 平成18年度及び19年度の就学奨励費支出事務において、以下の事務が適正に行われていない。
  - (1) 校長が決裁するべきものを事務長が決裁しているものが多数ある。
  - (2) 前渡資金である就学奨励費の精算書が作成されていないものが多数ある。
  - (3) 就学奨励費を支出する上で必要な書類作成や事務手続がなされていないものが多数ある。
- 3 平成18年度及び19年度の就学奨励費において、保護者に支給されるべき就学奨励費が支給されていないものがあるほか、保護者への支給が遅延しているもの及び支給済みの就学奨励費の支給額が誤っているものが多数ある。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭